

原議保存期間 1 年未滿
(平成29年 3 月31日まで保存)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長 殿

事務連絡
平成28年 7 月 1 日
警察庁交通局交通規制課理事官

電波法の一部改正に伴う交通安全施設等整備事業に係る各種無線機器への対応について

見出しの件については、「電波法の一部改正に伴う都道府県警察整備による各種無線機器への対応について（通知）」（平成28年 6 月29日付け警察庁丁通施発第96号、丁地発第127号、丁交指発第71号、丁規発第64号、丁備発第260号。）に基づき実施することとされているが、このうち、特定交通安全施設等整備事業（以下「特定事業」という。）により整備された交通安全施設の対応方針については下記のとおりとするので、対象施設について計画的な更新整備を推進するなど必要な措置を実施されたい。

記

1 概要

警察で使用する無線局は、各種電波法令に適合した無線機器を活用しているところであるが、平成17年の電波法無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）の一部改正により新たなスプリアス発射の強度の許容値（以下「新スプリアス規定」という。）が定められ、当該規定を満足しない無線局は、同規則で定める経過措置後の平成34年12月以降使用することができず、そのまま使用すると電波法違反になる可能性がある。

各都道府県警察にあっては、新スプリアス規定を満足しない無線局を有する既設交通安全施設の把握を行うとともに、平成34年12月以降の継続運用又は廃止を検討の上、計画的な更新整備が必要である。

2 特定事業により整備された新スプリアス規定を満足しない無線機器を利用した交通安全施設に係る対応方針

(1) 路側通信端末装置

対応方針：撤去

(2) 高速走行抑止装置

対応方針：撤去

(3) R型車両感知器

対応方針：代替型車両感知器（超音波型等）への更新又は撤去

(4) SS型無線伝送装置（端末区間用無線伝送装置）

対応方針：新сприяс規定を満足する同型無線伝送装置等への更新又は撤去

※ 上記(1)～(4)のほかに新сприяс規定を満足しない無線機器を利用していることも想定されるところ、それらについても漏らすことなく把握の上、必要な措置を実施すること。

3 配意事項

- (1) 特定事業以外の事業により整備された交通安全施設においても、新сприяс規定を満足しない無線機器が整備されていることが想定されるため、各都道府県警察にあっては、対象となる無線機器を漏らすことなく把握の上、対応方針の検討、更新計画の策定を行うこと。
- (2) 本件は、交通規制課又は交通管制課が所管する交通安全施設のみならず、都道府県警察各部に及ぶ共通の課題であることから、各都道府県警察の財政状況を踏まえ、撤去・更新計画に基づいた計画的な予算の確保に努めること。また、平成34年12月以降に違法な電波使用であるとの謗りを受けることのないよう、会計課及び情報通信部を交えた組織的な業務管理を行い、撤去・更新計画を厳守すること。
- (3) 技術的な検討事項において疑問点が生じた際には、無線局の免許手続を担当している各都道府県警察情報通信部に対して助言を求めること。
- (4) 無線局免許の取得を必要とする無線機器を撤去する際は、無線局免許廃止手続の依頼を各都道府県警察情報通信部に対して行うこと。

本件担当

施設・施工第二係

■ 技官

警電 ■